

市川小学校PTA 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「市川小学校PTA」と称し、事務局を市川市立市川小学校（以下「本校」と略す）内に置く。

(目 的)

第2条

本会は学校・家庭および地域社会での児童の健やかな成長を願い、会員相互が地域と協力して円滑で活発な学校の運営・教育活動に寄与していくことを目的とする。

(方 針)

第3条

本会は任意加入であり、本校に在籍するすべての児童を対象とする団体である。

(会 員)

第4条

- 1、 本会の会員となることが出来る者は第2条(目的)に賛同する者であり、本校に在籍する「児童の保護者」および「教職員」とする。
本会は自由意志で入会し、また退会できる。
- 2、 本会への入会希望者は入会申込書を提出する。
- 3、 本会の退会は下記の通りにする。
 - イ 自動退会：子の卒業・転居、勤務校の異動により、会員資格を失う者は会員資格の消滅をもって退会とする。
 - ロ 任意退会：自由意思によって退会する者は退会届を提出する。

(事業および活動)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業および活動を行う。

- 1、 教育環境の整備
- 2、 児童の健康増進、安全の確保
- 3、 広報活動
- 4、 会員の教養の向上と相互の親睦
- 5、 その他の目的達成のための諸事業および諸活動

(経 費)

第6条 本会の目的を達するために要する経費は会費をもってこれをあてる。

(会 費)

第7条

- 1、 会費は毎年度総会において決定する。
- 2、 会費は世帯数制を原則とし、金額は新年度予算における運営費、事業費等の額により算出し、総会に諮る。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 役員・委員

(役員)

第9条

- 1、 本会に次の役員をおく。
 - 名誉会長 1名 (校長)
 - 会長 1名 (保護者)
 - 副会長 若干名 (保護者1名以上・教頭)
 - 会計 若干名 (保護者1名以上・教頭)
 - 書記 若干名 (保護者1名以上・教員1名)
- 2、 上記役員の他に会計監査をおく。
 - 会計監査 若干名 (保護者2名以上・教務主任)

(役員任期)

第10条

- 1、 役員任期は当該総会から翌年度の総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2、 役員は総会により決定する。必要に応じて役員は他の役員および委員の兼任をすることが出来る。
- 3、 役員選出は「役員選考委員会」がこれにあたり、公選により総会前に選考をする。
- 4、 役員選考方法については別に細則に「役員選考規定」を定める。
- 5、 役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会により補欠役員を選考し、運営委員会の承認により決定する。補欠により就任した者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(役員任務)

第11条 役員任務は次の通りとする。

- 1、 名誉会長は本校の最高責任者として、本会の各種会議および本会の活動に出席し、本会の目的達成のために指導助言する。
- 2、 会長は本会を代表し、各種の会議を招集し、会務を統括する。
- 3、 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- 4、 会計は本会の経理を担当し、決算を定期総会に報告する。
- 5、 書記は各種会議の議事を記録・保管し、運営委員会だよりを発行する。
- 6、 会計監査は、当該年度の会計を監査し、総会に報告する。

(委員)

第12条

- 1、 本会の活動のために次の委員をおく。
 - 学年委員 ○ 安全委員 ○ おまつり委員 ○ 広報委員
 - 厚生委員 ○ 家庭教育学級委員
- 2、 各委員は事前希望アンケートをもとに会員より選出する。

(委員任務)

第13条 委員任務は次の通りとする。

- 1、 学年委員は運営委員会に参加し、市川小児童のより良い学校生活に寄与するため学校と意見交換をする。
互選により若干名市川小家庭教育学級の運営委員として活動に参加、協力をする。互選により4名が役員選考委員を兼務する。
- 2、 学年行事等の開催にあたり、当該学年の学年委員が相談の上、意見等調整にあたる。
- 3、 広報委員は年2回以上広報紙「いちかわ」を発行し、会員相互および地域との情報交換による本会活動の活性化を努める。
- 4、 厚生委員は会員、児童の保健衛生、ベルマーク収集事業等に協力する。

- 5、安全委員は児童の生活環境の保護および安全にかかる活動を行い、一中ブロックの青少年健全育成事業等に協力する。
- 6、おまつり委員は、学校行事かがやきフェスティバルの際 P T A主催のお楽しみイベント企画を運営する。

(委員会の運営)

第 1 4 条 年度初頭に行う事前希望アンケートをもとに選出された各委員は速やかに以下の通り取り決めを行い、各委員長は結果を教頭に報告する。

- 1、学年委員から「役員選考委員」を 4 名互選する。役員選考委員会は細則第 1 条により選考委員から「役員選考委員長」1 名を選び、委員長の指名により「役員選考副委員長」1 名を決定する。
但し、選出が困難な場合は本部役員が兼務する。
- 2、専門委員は各専門委員ごとに「委員長」および「副委員長」を互選する。
委員長は速やかに委員会名簿を作成し、提出する。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 1 5 条 本会の目的遂行のために次の会議を開催する。

- 総 会 (定期総会・臨時総会)
- 運営委員会
- 役員会
- 委員会

(総 会)

第 1 6 条

- 1、総会は P T A の最高議決機関である。
- 2、総会は会長が招集する。
- 3、議長は総会において会員から選出される。

(定期総会)

第 1 7 条 本会の定期(通常)総会は原則として毎年度第 1 学期に開催する。

(臨時総会)

第 1 8 条 会長は必要に応じて随時「臨時総会」を招集することができる。

(総会の成立および議決)

第 1 9 条

- 1、総会は委任状を含めた会員数の 3 分の 2 以上をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって可決される。
- 2、総会を W E B 開催とする場合は会員数の過半数の承認をもって可決される。

(議会の議決事項)

第 2 0 条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- 1、会務の承認(事業報告・事業計画案等)
- 2、前年度の決算報告および当該年度予算案ならびに会計監査報告
- 3、新役員の選出
- 4、会則の改廃
- 5、会費の変更
- 6、その他重要な会務

(運営委員会)

第 2 1 条

- 1、運営委員会は次の運営委員により構成され、本会会務を企画運営実行する。
 - イ、会則第 9 条に定めた役員
 - ロ、学年委員、および専門委員
 - ハ、会長が必要と認めた会員
- 2、運営委員はいずれも委員会において発言することができる。ただし、イおよびロの委員のみ議決権を有す。
- 3、運営委員会の議長は「副会長」が行う。

- 4、運営委員会では次の事項を検討、協議し、必要に応じて決議する。
 - イ、学校からの報告・提案事項
 - ロ、役員からの報告・提案事項
 - ハ、各委員会からの報告・提案事項
 - ニ、決議が必要と認められる会計支出
 - ホ、特別会計の支出
 - ヘ、細則の改廃
 - ト、補欠役員の承認
 - チ、その他PTA活動に必要な事項
- 5、書記は運営委員会での報告、検討、協議、決議の結果を記録する。

(役員会)

第22条 役員は会長の招集により次の役員会を構成する。

- 1、三役会 校長・教頭・会長・副会長で構成し、学校との連絡調整や運営委員会の議案について検討する。
- 2、役員会 会長が招集し、PTAの全体的な運営、PTAの全体行事について計画し、検討する。
- 3、委員会 学年委員年1回以上、安全委員年1回以上、おまつり委員年数回、広報委員年1回以上、厚生委員年1回以上、家庭教育学級委員年1回委員会を開催する。

第4章 事業および活動

(児童の活動への協力)

第23条 本会の会員は、児童の「児童会活動」「委員会活動」「学級活動」「クラブ活動」等の充実のために積極的に協力する。

(生活科・総合的学習等への参加)

第24条 本会の会員は、児童の「生活科・総合的学習」等の活動に積極的に協力する。

(子どもまつり等本会活動への参加)

第25条 本会の会員は「子どもまつり」等の本会活動に積極的に参加・協力する。

(グループ活動およびサークル活動)

第26条

- 1、時代のニーズに応じたPTA活動を展開するために、本会の会員は「運営委員会」の承認を得て、会員・児童・元会員・卒業生・地域住民等を組織し、グループ活動およびサークル活動を行うことができる。
- 2、「グループ」は専門委員会活動と別に学校の運営および活動を補助する活動を行う。
- 3、「サークル」は会員等相互の懇親、親睦および生涯学習のための活動を行う。
- 4、本会の目的に合致する活動を行う「グループ」および「サークル」は代表者を「会員」とすることを原則とする。
- 5、本会「運営委員会」の承認を得て、本会の「会計」および「特別会計」により、グループおよびサークル活動の活動費を補助することができる。

第5章 個人情報取扱規則

(会員の個人情報の取り扱いについて)

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。

第6章 その他の事項

(表彰規定および慶弔規定)

第28条

- 1、本会のために特に功績があった会員に対し、表彰規定により定期総会において表彰することができる。表彰については細則に「表彰規定」を定める。
- 2、慶弔については細則に「慶弔規定」を定める。

(改正・廃止および例外条項)

第29条

- 1、本会則は、原則として成立した総会において出席者の4分の3の同意により改正または廃止する事ができる。
- 2、ただし、本会則において三役会が本会の運営上やむを得ないと判断する条項の至急の改正または廃止は、前項の規定の例外として運営委員会の議決により実施することができる。この場合、直後の総会において変更された内容を説明の上、出席者の4分の3の同意を得ることとする。

[附 則]

- 1) この規約は令和5年5月1日から施行する。
- 2) 令和4年5月1日施行の「市川小学校PTA会則」は同日廃止する。

市川小学校PTA 細則

市川小学校PTA会則を円滑に運営するため、「細則」を定める。
本細則は必要に応じて運営委員会の議決により改正・廃止することができる。

第1章 規定

第1条 役員選考規定

役員選考の独立性、公平性を期すために役員選考委員会を設置する。

1. 構成
 - ・役員選考委員会は各学年の学年委員から選出される選考委員により構成する。
 - ・学校代表の世話人として教頭が参加する。
2. 発足
 - ・役員選考委員会は毎年、年度初頭に行う希望アンケートにおいて選出された学年委員の中から発足する。
 - ・委員長は選考委員から互選し、副委員長は委員長の指名とする。
3. 招集
 - ・役員選考委員会は必要に応じて委員長の招集により開催する。教頭は必ず出席することとする。
4. 候補者の推薦
 - ・役員選考委員会は原則として12月までに次年度役員候補者を一定期間内に選出するための書面を作成し、1月中に全会員に対し配布する。
 - ・役員選考委員会は次年度役員候補者の調整を行い、推薦する候補者を決定する。
 - ・役員は役員選考委員会の要請により、推薦された候補者に対し、役員の任務について説明を行う。
 - ・役員選考委員は、候補者に内諾を得る。
5. 候補者の承認
 - ・役員選考委員会は、総会において選考の経過と結果を報告し、新役員候補者の議決承認を仰ぐ。

第2条 表彰規定

1. 表彰は次の基準による。
 - イ 役員として尽力した者（2年以上）
 - ロ 本会および本校発展のために顕著な協力をした者
 - ハ 専門委員長として尽力した者（2年以上）
2. 卒業式の際、優先して最前列に座ることができる（申告制）

第3条 慶弔規定

1. 慶弔について以下の通りとする。
 - イ 児童および保護者会員に対する場合
 - 児童およびその保護者の死亡の際は次の香典を送り、PTA代表が弔問する。
5,000円（児童の場合は供花の追加）
 - ロ 教職員については、それぞれ次の通りとする。
 - ・結婚、出産（配偶者を含む） 5,000円
 - ・病氣入院（1週間以上） 5,000円
 - ・教職員およびその一親等、同一家族の不幸の際は、次の香典を送り、PTA代表が弔問する。 5,000円

2. 慶弔に関する会計について
イ 慶弔についての経費は、当該年度の一般会計によって充当する。
ロ 慶弔会計の処理は、すべて会計が行う。
3. その他の慶弔については、運営委員会において決定する。
4. 教職員の転出、退職がある場合、慶弔に準じた記念品を贈ることができる。

第4条 特別会計規定

特別会計について次の通りとする。

1. P T A活動および事業等によって生じた特別収益金は、一般会計とは区別し、「特別会計」とする。
2. 特別会計の取り扱いは、すべて会計が行い、決算について会計監査の監査を受け、総会に報告する。
3. 特別会計の用途については、学校の活動、児童の活動、本会の活動、本会の備品購入等に有意義に活用するため、運営委員会で十分に協議し決定する。

第2章 その他

第5条 入会（継続）申込書

1. 入会は入会申込書の受理をもって行う。
2. 在学中は退会の届けがない限り継続とする。

第6条 退会届

1. 退会届は担任を通して教頭、または直接本部に提出する。

第7条 会費

1. 会費は学校と業務委任契約を締結し、学校徴収金と併せて引落しとする。
2. 途中入会・退会は、月割りで徴収・返金する。
但し、自由意思による年度途中の退会については返金は行わない。

第8条 会計における認証書の作成

金銭の支出については、所定の認証書に所管の委員長、会長、会計の認印を必要とする。ただし、緊急を要する場合は上記三者もしくは名誉会長の単独認印をもって支出できるが、事後必ず正規の認証書を作成することとする。

第9条 市川小学校P T A会員の行事等へのお手伝いについて

学校活動が円滑に進むよう学校主導で必要に応じて行事等を手伝う会員を募集する。会員はできる範囲で協力する。

第10条 市川小学校P T Aのグループ活動およびサークル活動について

1. 「市川小 oyaji club」「プラタナス読書会」等、学校運営への協力を主たる目的とする活動団体を「グループ」と呼び、「各種P T Aスポーツ部」「各種文化活動同好会」等、会員相互の親睦を主たる目的とする活動を「サークル」と呼び、本会への『登録団体』として登録することができる。
2. 本会は登録団体に対し、その活動費、運営費の一部を補助することができる。
3. それぞれの構成員は、会員、児童、元会員、卒業生、地域住民等自由であるが、代表者は原則として現役「会員」であることが望ましい。